

**「酷暑乗り切り緊急支援（電気・ガス
価格激変緩和対策等事業）」に係る
電気料金におけるその他の供給条件**

2024年10月1日実施

北陸瓦斯株式会社

目 次

1.	対象-----	1
2.	適用時期及び値引き単価-----	1
3.	値引き方法-----	1
付	則-----	2

「酷暑乗り切り緊急支援（電気・ガス価格激変緩和対策等事業）（以下、「本事業」といいます。）に係る電気料金におけるその他の供給条件は、本事業による電気料金の軽減措置を実施するために、料金その他の供給条件（以下、「この供給条件」といいます。）を定めたものです。

1. 対象

原則、北陸ガス株式会社（以下、「当社」といいます。）と電気需給契約を締結しているすべてのお客さまが対象となります。

2. 適用時期及び値引き単価

（1）2024年10月検針分の値引き単価：4.0円/kWh

（2）2024年11月検針分の値引き単価：2.5円/kWh

3. 値引き方法

当社の電気需給約款に定める燃料費調整単価から、2. 値引き単価を値引きいたします。

付 則

1. この供給条件の実施期日

この供給条件は、2024年10月1日から実施いたします。なお、経済産業省の「酷暑乗り越え緊急支援（電気・ガス価格激変緩和対策等事業）」の変更、終了等に伴い改廃いたします。